



～年末調整～

年末調整とは「1 年間の給与の総額から年税額を算出し、月々の給与から源泉徴収した税金の合計と比較して、その過不足を精算するもの」です。詳しい資料も併せて配付しますので、各自が該当する申告をご覧になってください。※講師の方は、書類が届いたら渡します。

扶養控除等申告書 10/ () しめきり

1. 氏名・住所・所属名・コード・扶養親族等記載内容について
変更や間違い、訂正もれなどはありませんか？
(※「あなたの個人番号」欄は、新規・変更者以外は記入しない)
2. 扶養親族 (A・B 欄に該当者) がいる時
 - ・給与 → 本年中の合計所得額が、38 万円以下 (源泉控除対象配偶者は、85 万円以下) 年間収入額 103 万円以下 (源泉控除対象配偶者は、150 万円以下) の場合扶養に該当 見積み額をすべて記入
 - ・その他の所得の場合→所得の種類と見積み額を記入 0 円は“0”と記入 (合計所得 38 万円以下)
…例えば「アルバイト収入」「国民年金」「農業所得」などと具体的に記入
 - ・住所は正確に記入…「同居」「〃」はダメです！
扶養親族が別居している時 (同一生計の確認！)
 - ① その親族について扶養手当や共済の認定がされている場合は、氏名の左側連番に赤 ○
 - ② ①以外の場合は申立書が必要です。
 - 扶養親族が国外に居所を有する時
 - ・「非居住者である親族」の欄に○、金額欄に送金額を記入
 - ・親族関係書類及び送金関係書類を添付
3. 年金受給者 65 歳未満＝108 万円以下が扶養に該当
65 歳以上＝158 万円以下が扶養に該当
年金の種類 (国民年金・厚生年金・共済年金等) も必ず記入
4. 事業所得など所得の見積み額が明確でない場合は、確定申告で控除を受けてください。



※訂正がある時 = 高知市本町 3 印 6 27

臨時的任用職員、非常勤職員の方で、辞令が切れている間に他に収入があった場合は「源泉徴収票」が必要です。ご注意ください。

収入とは：自営業の場合には売上金額、サラリーマンの場合には源泉徴収額 (所得税など) や社会保険料等を差し引く前の額です。
所得とは：収入から必要経費を差し引いた額です。
私たちサラリーマンの場合、必要経費の特定がむずかしいため、「給与所得控除」として収入に応じた必要経費が定められています。

配偶者控除等申告書 10/ () しめきり

扶養控除の対象配偶者に該当しない方。(ただし所得が 123 万円以下) 扶養控除申告書に源泉控除対象配偶者の記載がある場合は、全員この配偶者控除等申告書の提出が必要です。

- ・源泉徴収票等の添付書類の提出は必要ありません。
- ・誤りがあれば、税務署から指摘され、追徴されるので、十分精査し記入してください。
- ・源泉徴収票が届いたら必ず金額の確認をし、訂正があれば連絡してください。

住宅借入金等特別控除申告書 11/ () しめきり

※公立学校共済の年末残高証明書は、10月15日頃に送付される予定です。

保険料控除等申告書 10/ () しめきり

金額は、昨年度の控除の金額ではなく、証明書の金額を確認して記入

- 1 氏名・住所について確認して記入
 - 2 氏名横に 押印
 - 3 保険料について記入
 - ・各控除欄は空白のないように、すべて記入
 - ・「差引保険料等の金額」欄 = 下段に記入
 - ・契約者の氏名が本人でないとき = 申立書を添付
- ただし扶養控除申告書に記入している者＝氏名の左側に赤○をつけてOK

差引保険料の金額
訂正は
|| のみで
訂正印不用

○生命保険料

各保険料控除の合計適用限度額・・・12万円

各保険の証明書で新・旧の区分を確認し
どちらかに○を記入

◎旧制度適用 (H23.12.31 以前に締結した保険)

◆新制度適用 (H24.1.1 以後に締結した保険)

A 一般の生命保険料 ◎100,000 円を超える⇒一律 50,000 円

◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

B 個人年金保険料 ◎100,000 円を超える⇒一律 50,000 円

◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

C 介護医療保険料 なし

◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

=年金の支払開始年月日を必ず記入。

新制度の保険は、すべて確認印か証明書が必要

○損害保険料 (長期) 20,000 円を超えると 一律 15,000 円の控除

「保険期間 10 年以上かつ満期返戻金有り」の場合のみ該当

○損害保険料 (地震) 50,000 円を超えると 一律 50,000 円の控除

○社会保険料 = 扶養親族の国民年金などを支払っている場合

→ 領収書の写し等納付を証明する書類を添付のこと

○小規模企業等共済掛金 = iDeCo も該当するので記入 (10 月下旬ころ証明書着予定)

※ iDeCo については、加入金融機関への問い合わせはご遠慮ください。

4 団体特約保険 (生協・ジブラルタ生命等扱い) 以外は 証明書等を添え提出

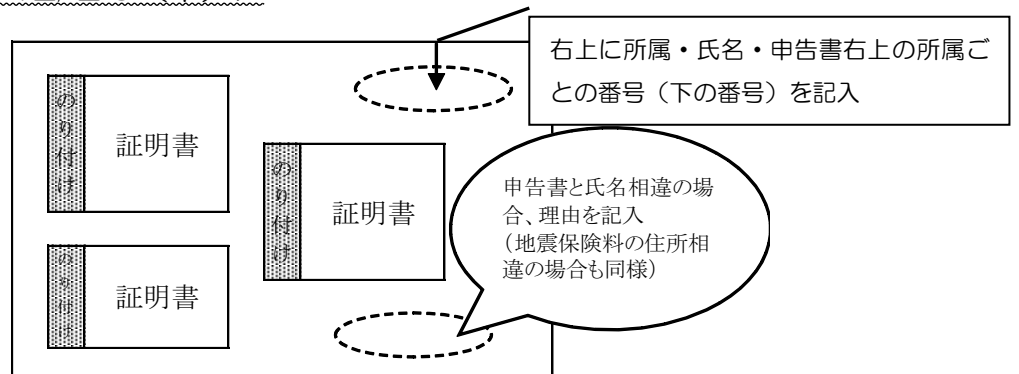
証明書必要なし → 校長または担当者が確認の上、押印して証明とします。

証明書が届いていない場合は、会社に金額を確認の上記入し証明書が届き次第提出してください。

<県への最終しめきり 12/26 (木)>

《証明書の貼り方》

A4 コピー用紙



提出前にチェックシートで内容の確認をお願いします。

(令和元年度の年末調整の最終しめきりは、令和2年1月6日です。以降は各自で確定申告が必要です。)